平成27年度 第20回庁議要旨

日時:平成28年1月25日(月)

午前8時30分~午前9時45分

会場:庁議室

[審議事項]

1 奨学金返済支援事業の実施について(復興政策部・健康部)

今後、人口減少が見込まれる中、本市の発展を維持していくためには、将来を担う人材を確保し、 定住を促進していく必要がある。特に、本市において推進している地域包括ケアシステムに関連し、 医療介護人材が不足している。

地域包括ケアを推進する上で不足している人材を本市への居住及び就労を条件に、奨学金返還額の一部を助成する仕組みを作ることにより、本市の必要とする人材を確保しつつ、若者の定住人口を拡大する。

- (1) 主な内容
 - i 事業期間

平成28年度~平成32年度

ii 助成方法

事業期間中毎年度、対象者からの助成金の交付の申請(4月又は10月(※1))及び実績報告(年度末)により助成する。(ただし、初年度については、交付の申請を6月又は10月とする)。

iii 対象者

以下の要件全てに当てはまる者

- ① 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士又は 精神保健福祉士の資格を有する者
- ② 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、石巻市内の事業所(以下「市内事業所」という。)において上記(1)に掲げる資格に基づく業務に従事する者で、助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する者(公務員を除く。)
- ③ 上記(2)の期間中、石巻市に住民登録し、現に居住している者
- ④ 大学、短期大学又は専修学校専門課程に進学し、在学している期間に奨学金等(※2) の貸与を受けた者
- ⑤ 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を行っている者若しくは助成金の交付を申請する年度内に月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を開始する者
- ⑥ 助成を申請する時点において、奨学金返還の延滞がない者
- ⑦ 市税の滞納がない者
- ⑧ 石巻市暴力団排除条例(平成24年石巻市条例第42号)第2条第4号に規定する暴力 団員等でない者
- iv 助成額及び助成期間
 - 一人につき、年額20万円を上限に、最長3年間助成する。

- ※1 交付申請の受付は、原則として毎年4月とするが、初回申請者に限り、10月にも受付。
- ※2 対象とする奨学金

石巻市奨学金、日本学生支援機構による奨学金、その他市長が認めた奨学金等

- (2) 今後の予定
 - · 平成28年1月 要綱制定
 - ・ 平成28年4月 ホームページ及び市報により周知
 - ・ 平成28年6月 助成金交付申請を受付開始

2 新行政不服審査制度への対応について (総務部)

行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正が行われないままであったが、今回、不服申立構造の見直し、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しが実施され、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることになった。

このことに伴い、本市における事務処理体制及び関係例規等の整備を行い、法の趣旨及び目的に則した適切な対応を行う。

(1) 主な内容

ア 事務処理体制の整備

区分	所掌事務等	担当課等
審査庁	審査請求を受け、それに応答して 裁決を行う行政庁。審理員の指名や 審理員への資料提出、(仮称)行政不 服審査会への諮問等個々の審査請 求に係る事務などを行う。	原処分に係る専門的な知識が必要と なることから、原則として処分庁(処分 担当課)とする。 (※注)
審理員	審査庁から指名を受け、審理手続 を主宰し、審理員意見書を審査庁に 提出する。	原則として、審査庁の属する部局の課 長等の中から、除斥事由に該当しない、 審理員に相応しい者を1名又は複数名 指名する。
審理員補助者	審理員が行う審理手続事務の一 部を補助する。	審理手続の適正かつ効率的な運用を 図るため、行政不服審査制度の担当課で ある総務課(法務グループ)とする。
(仮称)行政不服 審査会(第三者 機関)	市長(審査庁)の附属機関として、 審査庁の諮問を受け、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査庁の判断の妥当性について、客観的な立場からチェックを行い、その結果を審査庁に答申する。	弁護士、税理士及び大学教授(社会保 障制度)を想定。
(仮称)行政不服 審査会事務局	(仮称)行政不服審査会の運営・庶務に関する事務を行う。	審査会の適正かつ効率的な運営を図るため、行政不服審査制度の担当課である総務課とするが、一定の公平性・公正性を確保するため、審理員補助者を行うグループとは別の総務グループとする。

(※注)行政委員会が行った公の施設の使用許可や使用料の徴収の不服など地方自治法に基づく 審査請求の場合や市長が審査請求先となる社会福祉事務所における処分の場合は、行政経 営課を担当課とする。

イ 関係例規等の整備

- i (仮称) 石巻市行政不服審査会条例の制定 「主な内容]
 - · 委 員 5名以内
 - 任 期 2年
 - ・ 専門委員 必要に応じ、専門的知識を有する者を臨機に活用することができるよう規定
- ii 関係条例の改正

((仮称)行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による一括改正) 「主な内容]

- ① 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正 (仮称)行政不服審査会の設置に伴い、同審査会委員に係る報酬及び費用弁償を規定する。
- ② 情報公開条例及び個人情報保護条例の改正

法改正に伴い、審理員制度の適用除外のための改正及び文言の整理を行うもの。

情報公開等に関する不服申立ての審査については、情報公開・個人情報保護審査会が既に第三者機関として設置されており、今回の法改正で求められている公平性・公正性が確保されていることから、審理員による審理手続を経ることなく、現行の同審査会において審査することとし、審理員による審理手続の適用は除外する。

③ 情報公開・個人情報保護審査会条例の改正

法改正と併せて改正された情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じて、審査会への 提出資料等の写しを不服申立人等に対して送付することを定めるほか、法改正に伴う文言 の整理を行う。

④ 石巻市手数料条例の改正

法改正に伴い、審査請求人又は参加人は、審理員・行政不服審査会に提出された書類の写しの交付を求めることが可能となったことから、情報公開条例、個人情報保護条例に規定する実費負担と同額の1枚当たり白黒10円、カラー50円の手数料徴収について規定するもの。なお、経済的に困窮する者については、手数料の減免を行う。

⑤ その他の関係条例の改正

「異議申立て」から「審査請求」に一元化されたことや行政不服審査法の法律番号が新 たに付与されたことなどに伴い、文言の整理を行う。

「その他の関係条例〕

固定資産評価審査委員会条例、消防団員等公務災害補償条例、行政手続条例、職員の給与に関する条例等

iii 関係規則・要綱等の制定・改正

行政不服審査会の運営、審査事務手続、手数料の減免、審理手続、裁決書等に必要とな

る様式を規定する関係規則等を制定するもの。

また、関係条例の改正と同様に、関係規則・要綱等について、法改正に伴う文言の整理 を行う。

- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年第1回定例会に条例の制定・改正を提案

「(仮称) 石巻市行政不服審査会条例」の制定

「(仮称)行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

関係規則・要綱等の制定・改正

(以上、平成28年4月1日施行)

3 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館・北上館・牡鹿館に係る指定管理者の指定について (総務部)

石巻市復興まちづくり情報交流館については、平成27年3月に開館した中央館に続き、平成28年3月に北上館及び牡鹿館を、同年5月に雄勝館を開館させる予定で整備を進めている。

中央館については、運営に市民や専門家の意見を反映し、より質の高い情報を発信するため、平成27年9月から指定管理者による管理としている。

雄勝館・北上館・牡鹿館開館については、運営に市民や専門家の意見を反映し、より質の高い情報を発信するため、中央館と同様に指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

対象施設

【雄勝館】

施設名 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館

所在地 石巻市雄勝町上雄勝二丁目36番地

指定期間 雄勝館 平成28年6月1日から平成31年3月31日まで

【北上館】

施設名 石巻市復興まちづくり情報交流館北上館

所在地 石巻市北上町十三浜字丸山41番地2

指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

【牡鹿館】

施設名 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館

所在地 石巻市鮎川浜湊川63番地

指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

選定候補者 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会 代表 後藤 宗徳 事務局 一般社団法人石巻観光協会 〒986-0826 石巻市鋳銭場 8-11 TEL: 0225-93-6448

- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の議案及び指定管理料予算を提案
 - ・ 平成28年3月 石巻市復興まちづくり情報交流館北上館・牡鹿館開館予定
 - ・ 平成28年5月 石巻市復興まちづくり情報交流館雄勝館開館予定

- · 平成28年4月1日 北上館·牡鹿館指定管理開始
- · 平成28年6月1日 雄勝館指定管理開始

4 西浜町津波避難タワーの設置等について (総務部)

津波発生時等において、高台等への避難が遅れた方々が、より迅速に避難できるよう、地域住民の安全と安心を図るため、津波避難タワーの整備を進めており、本年3月に西浜町に4基目のタワーが完成する予定である。

ついては名称及び位置等を、石巻市津波避難タワー設置条例に定める。

(1) 主な内容

名称及び位置等

① 名 称	石巻市西浜町津波避難タワー
② 位 置	石巻市西浜町1番地2
③ 構造・階数等	鉄骨造・平屋建て(階段2か所設置)
④ 高 さ	最高 15. 483m(軒高 12. 633m)
⑤ 敷地面積	997.03 ㎡ (㈱ヤマニシから30年間の無償貸与)
⑥ 建築面積	195. 33 m²
⑦床面積	127. 56 m ²
⑧ 主な設備等	収納型ベンチ、簡易トイレ2か所、移動パーテーション、太陽光パネル、 蓄電装置、非常用簡易無線機、入口自動解除キーボックス(震度5以上で 作動)等
⑨ 収容可能人数	214 人(居室部 104 人 + 屋上部 110 人)
⑩ そ の 他	飲料水、食糧、防寒用ポンチョ、簡易トイレ等の災害時備蓄品を配備する。

(2) 今後の予定

・ 平成28年2月 石巻市議会第1回定例会「石巻市津波避難タワー設置条例」の 一部改正を提案(平成28年3月24日施行)

・ 平成28年3月10日 西浜町津波避難タワー完成予定

・ 平成28年3月24日 西浜町津波避難タワー運用開始予定

5 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業区域に係る「字の区域を変更すること」について (復興事業部)

市内6地区において実施している新市街地の土地区画整理事業について、事業の進捗に伴い、一部字の区域の一部を変更する。

(1) 主な内容

石巻市被災市街地復興時区画整理事業のうち、新蛇田、新蛇田南、新蛇田南第二、新渡波の地区の事業区域内における道路敷内の字の区域の一部を、施行する土地の形状に合わせて変更する。(※詳細については別添資料を参照。)

- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年第1回市議会定例会に「字の区域を変更することについて」 議案提案

6 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助の拡大について(生活環境部)

石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付制度については、健全な水資源の循環を確保し、環境への負荷が少ないまちづくりのため、各家庭等での雨水利用タンク設置の普及促進を行うものであり、また、災害時における貯留雨水の利用に期待できるとともに、近年の環境変化に伴う短時間の豪雨による冠水被害緩和の一助となるものとして、平成26年度から展開している事業である。

適正な水循環の確保や環境負荷の低減に向け、事業の推進は急務であるが、申請が伸び悩んでいる現状にあるため、設置者の負担軽減を目的に補助を拡大するもの。

(1) 主な内容

補助内容の変更

現 行:設置費用の1/3補助(上限20,000円) 変更後:設置費用の1/2補助(上限30,000円)

- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年4月 石巻市雨水利用タンク普及促進事業補助金交付要綱改正 (平成28年4月1日施行)
 - ・ 平成28年5月 市報、新聞等により周知、また、販売業者等へのPRの実施
 - 平成28年5月 受付開始予定

7 石巻市太陽光発電等普及促進事業補助の拡大について(生活環境部)

石巻市太陽光普及促進事業補助金交付制度については、自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図るため、平成21年度から展開している。

市の重点プロジェクトであるスマートコミュニティ推進事業を進める上で、太陽光発電設備の普及促進は必要不可欠であるが、特に、蓄電池については、金額が高い等の理由により、申請が伸び悩んでいる現状にあることから、設置者の負担軽減を目的に補助を拡大するもの。

(1) 主な内容

i 対象システム

現 行:リチウムイオン蓄電池

変更後: 蓄電池 (リチウムに限定しないこととする。鉛等可)

ii 補助金額等

現 行:①蓄電システム 1 k Wh 当たり20,000円

(個人上限額 80,000円、事業所上限額200,000円)

②HEMS 1台当たり20,000円

変更後:①蓄電システム 1 k Wh 当たり25,000円

(個人上限額100,000円、事業所上限額250,000円)

②HEMS 1台当たり30,000円

(2) 今後の予定

· 平成28年4月 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱改正 (平成28年4月1日施行)

- ・ 平成28年5月 市報、新聞等により周知、また、販売業者等へのPRの実施
- 平成28年5月 受付開始予定

8 石巻市生活介護事業所特別処遇支援費補助事業の廃止について (健康部)

本事業は、生活介護事業所(通所のみ)において、行動上の障害が顕著で、常時一定の注意や介護が必要な介護度の高い者を受け入れている施設に対し、処遇の充実を図るため人件費補助を行い、職員の加配を促すことにより、自立支援給付費の人員配置体制加算の算定に至っていない事業所を同加算の算定につなげていくことを目的とし、宮城県より1/2の補助を得て平成25年度から実施している。

しかし、看護師や福祉職等の専門職員を配置した場合に、自立支援給付費の報酬により評価されることとなったことを踏まえて県が補助を今年度で終了することと併せ、平成27年度にて本事業を廃止する。

(1) 主な内容

人員配置体制加算の算定については、自立支援給付費の報酬で評価されることにより、当市 からの補助金としての人件費補助の目的は達したものと認められ、本事業を平成27年度で廃 止する。

(2) 今後の予定

平成28年3月31日 石巻市生活介護事業所特別処遇支援費補助金交付要綱廃止

9 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業の実施について(福祉部)

経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立支援を強化するため、新たに 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行され、本市においても、同法で必須事業に位置付 けられている自立相談支援事業及び住居確保給付金の給付の2事業を平成27年4月から実施し ているが、さらなる生活困窮者支援のため、任意事業の実施が求められている。

生活困窮者自立支援制度の新たな展開として、任意事業である学習支援事業を本市において実施し、いわゆる「貧困の連鎖」の防止を図るとともに、支援・協力団体等との連携を図ることにより、子どもに対する支援を通じた地域づくりと、人材育成、社会資源の開発を目指す。

(1) 主な内容

生活困窮世帯の自立促進のため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及びその保護者に対し、養育相談、日常的な生活習慣の取得、子どもの進学、学び直しの機会提供等に関する支援を行う。

i対象

生活保護、就学援助受給等の生活困窮世帯に属する小中学生(実施時間、会場までの移動等 を考慮して小学校4年生から中学3年生を想定)

ii 実施体制

効果的な事業実施可能な民間団体等への委託(公募型プロポーザル方式で委託先選定)

iii 事業概要

石巻市、民間団体が連携し、教員OB等の学習支援員・大学生ボランティアスタッフ等が市内数か所で週1~2回の居場所の提供と学習支援を実施。子どもを見守りながら、保護者に対して養育及び進学の助言等を行う。遠距離在住の対象者については、訪問により支援を実施する。

(2) 今後の予定

- · 平成28年4月 入札審査委員会 公告
- ・ 平成28年5月 プロポーザル選定委員による審査 候補者決定
- 平成28年5月 契約締結
- 平成28年6月 事業開始

10 放課後児童クラブの新設と位置の変更等について(福祉部)

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、放課後児童クラブの対象年齢が小学校4年生から小学校6年生までに拡大されたことに伴い、待機児童が発生した放課後児童クラブは、学校の余裕教室の活用や専用教室を建設し、待機児童の解消を図ってきたところである。

留守家庭の児童が発達段階に応じた遊びや生活、静養が可能となるよう、新たな施設を整備し、環境を整えることにより当該児童の健全な育成を図る。また、状況の変化により必要となった施設の位置及び名称の変更を行う。

- (1) 主な内容
 - i 新たに開設する放課後児童クラブ設置
 - ① 蛇田地区第四放課後児童クラブ
 - ② 住吉地区第二放課後児童クラブ
 - ii 蛇田地区第三放課後児童クラブの位置変更

変更前:石巻市蛇田字上中埣62番地2

変更後: 石巻市丸井戸二丁目2番6号

- iii 名称を変更する放課後児童クラブ
 - ① 向陽地区放課後児童クラブ→向陽地区第一放課後児童クラブ
 - ② 住吉地区放課後児童クラブ→住吉地区第一放課後児童クラブ
 - ③ 飯野川第一地区放課後児童クラブ→飯野川地区放課後児童クラブ
- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会に関係条例の一部改正を提案 平成28年3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則改正 (※蛇田地区第三放課後児童クラブの位置の変更は開設に合わせ平成28年3月1日施行、 その他は平成28年4月1日施行)

11 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する特例について(産業部)

地域再生法の一部を改正する法律が、第189回通常国会で可決・成立した。

同法は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域(三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域)において本社機能を移転する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、国税及び県税を含む課税の特例適用のほか、当該条例の制定により固定資産税の不均一課税の特例を適用させることができるようになった。

企業の地方拠点の強化及び移転を税制面から支援することにより、安定した良質な雇用創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出し、本地域経済の活性化を実現する。

(1) 主な内容

i 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税

地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、地域再生計画の公示日から平成 30年3月31日までに企業が地方活力向上地域特定業務施設(本社機能としての事務所、 研修所及び研究所)整備計画について県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に 計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で

3,800万円(中小事業者、中小企業者及び連結法人等は、1,900万円)以上のものを新設又は増設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り不均一課税を講じる。

不均一課税を適用させる場合、税率は東京都23区から本社機能が地方活力向上地域に移転する移転型と地方活力向上地域内外からの本社機能の移転を含む増築の拡充型に区分される。(通常税率1.4%)

- ① 税制上の優遇措置別税率
 - 移転型 1年目0.14% 2年目0.35% 3年目0.70%
 - 拡充型 1年目0.14% 2年目0.47% 3年目0.94%※国から示された減収税額に対する補てん率により、上記税率を設定。
- ② 税率別事業区域(地方活力向上地域を指し、宮城県地域再生計画にて規定済み) 移転型事業の区域
 - ・ 都市計画法上の用途地域指定区域全域(新市街地及び須江地区産業用地を含む)
 - ・ 用途地域指定区域外は、ものづくり特区、愛ランド特区の復興産業集積区域等 拡充型事業の区域
 - ・ 用途地域指定の有無を問わず、ものづくり特区の復興産業集積区域 ※用途地域指定区域は、「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」、 「近隣商業地域」
- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会に石巻市地方活力向上地域における固定 資産税の不均一課税に関する条例を提案。(公布の日から施行)

12 中心市街地における土地貸付料の軽減について(産業部)

震災の影響により、中心市街地の商業機能が著しく落ち込み、人口減少や街中の機能低下が進む中、水辺と親しめる空間づくりや安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりが求められていることから、商業や観光業の振興による中心市街地の活性化が急務となっている。

このことから、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた事業について、当該認定を受けた事業者が、中心市街地内の市有地を借地して事業を実施し、中心市街地の活性化に資する場合に、土地貸付料の軽減措置を行うもの。

(1) 主な内容

中心市街地内市有地の貸付料率の減免

対象

中心市街地において、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を 受けた事業者が、当該認定事業を実施する場合

- 減免期間
 - 10年
- 減免内容 貸付料率を年6.5%から年1.4%に軽減する
- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年第1回市議会定例会へ「石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」提案(平成28年4月1日施行)
- 13 建築物の省エネ法に係る認定申請手数料について(建設部) -取下げー

14 既存住宅における長期優良住宅の認定手数料について(建設部)

長期にわたり良好な状態で使用するための、優良な住宅の普及を目的とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、平成21年度から新築住宅に係る認定を行なっていたが、当該施行規則が一部改正されることにより、既存住宅の増築及び改築時における長期優良住宅認定が平成28年4月1日から可能となる。

これにより、従来の長期優良住宅の認定手数料に加えて、既存住宅の増築・改築時における長期優良住宅認定手数料を新たに定めるもの。

(1) 主な内容

※新たに新設される手数料については、宮城県と同額とする。

区分		認定申請手数料(棟単位・円)	
建築物の用途	床面積の合計	登録住宅性能評価機	建築主が本市に直
		関が交付する「技術的	接申請する場合
		審査の適合書」を添付	
		して申請する場合	
一戸建ての住宅	_	8,500 円	64,100 円
共同住宅等	500 ㎡以内のもの	17,100 円	151,000 円
	500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	30,400 円	241,000 円
	1,000 ㎡を超え、2,500 ㎡以内のもの	43,700 円	477,000 円
	2,500 ㎡を超え、5,000 ㎡以内のもの	81,700 円	855,000 円
	5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	140,000 円	1,470,000 円
	10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの	231,000 円	2,720,000 円
	20,000 ㎡を超え、30,000 ㎡以内のもの	285,000 円	3,890,000 円
	30,000 ㎡を超えるもの	304,000 円	4,760,000 円

(2) 今後の予定

- ・ 平成28年1月末 国より長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改 正する告示
- ・ 平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会へ「石巻市手数料条例」改正案 提案(平成28年4月1日施行)

[報告事項]

1 市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を不要とすることについて(財務部) 当該申請書には、当初、個人番号を付すこととされ、行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例により改正することと していたが、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われ、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第108号)が平成27年12月25日公布され、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に申請人の個人番号の記載は要しないこととされたことから、専決処分にて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を改正した。

- (1) 主な内容
 - ・ 市民税関係 市民税の減免申請書に個人番号を記載することになっていたが、地方税分野における個人 番号利用手続が見直され、記載の必要がなくなった。
 - ・ 特別土地保有税関係 特別土地保有税の減免申請書についても市民税と同様に記載の必要がなくなった。
- (2) 今後の予定
 - ・ 平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会に専決処分を報告

[その他]

- 1 第14回復興交付金事業計画第14回提出について(復興政策部) 標記の件について、復興政策部より報告があった。
- 2 旧門脇小学校及び旧大川小学校の震災遺構化に関する検討・調整結果について(復興政策部) 標記の件について、復興政策部より概要版による報告があった。

以上